≪ 許 可 基 準 表 ≫

・八幡市の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則第7条にて規定

	・八幡市の産外広告初の規制に関 9 種類						面積	高さ・幅	その他の要件
広		告		塔	1	路上広告塔		高さ=2m以下 幅=高さの1/3以下	
					2	屋上広告塔		高さ=設置建築物の高さの 1/3以下 上端の高さ=地上から46m 以内 幅=建築物又は工作物の幅 の1/3以下	永久構造物
					3	一般広告塔		高さ=地上から30m以内 (木造は地上から10m以内) 幅=高さの1/3以下	信号機のある道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置すること 設置すること 見通し並びに車両及び歩行者の通行を妨げない位置並びに高さで設置すること
軒	下	広	告	物	1	壁面に直接設 置するもの (直描を含む)	設置壁面の1/2以 下	長さ=設置壁面の同一方向 の長さを超えないこと	道路上に突き出ないこと
					2	突き出しで広 告面が壁面と 平行なもの	設置壁面の2/3以 下かつ20㎡以下	長さ=設置壁面の同一方向 の長さを超えないこと	道路上に突き出ないこと
					3	突き出しで広 告面が壁面と 直角なもの	10㎡以下		道路上に突き出ないこと
屋	上	広	告	物	<u> </u>	洋風屋根に設 置するもの		縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下	永久構造物 屋根面に直描しないこと
					2	和風屋根に設 置するもの		縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下 上端の高さ=大棟を超えないこと	
立		看		板				縦=2m以下 横=1m以下 高さ=30cmの脚を有するこ と	掲出期間30日以内 道路上に設置しないこと
建	植	広	告	物			30㎡以下	上端の高さ=地上から6m以 内	形状は、著しい異形でない こと 上下二段以上の複合でない こと
塀	垣	広	告	物			塀垣面の面積の 1/2以下	上端の高さ=塀垣の高さを 超えないこと	2個以上並べて設置する時 は上端が同一の高さである こと 塀垣面に直描しないこと

種類	類	面積	高さ・幅	その他の要件
アーチ広告物			縦=2m以下	設置場所は、繁華街又はこ れに準ずる地域
気 球 広 告 物			球形で直径3m以下 綱の長さ45m以下	ネット面に広告物を設置す ること 補助綱を用いること
横 断 幕			縦=1m以下	設置場所は、繁華街又はこ れに準ずる地域
幕 広 告			幅 =1.5m以下 長さ=11m以下	幕は布地を用いること
は り 紙		1 ㎡以下	一辺の長さ1m以下	掲出期間30日以内 形状は、著しい異形でない こと

[※]許可後に上記の基準を満たさなくなった場合には、許可を取り消すことがあります。 (八幡市の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則第3条の2にて規定)